

鳥取県告示第 110 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
若 桜 町	平成16年度から 平成19年度まで	若桜町(大字来見野の一部)の地籍図及び地籍簿	若桜町大字来見野の一部	平成20年3月4日
三 朝 町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	三朝町(大字下谷及び大字福田の各一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字下谷及び大字福田の各一部	〃
三 朝 町	平成 15 年度から 平成 19 年度まで	三朝町(大字穴鴨及び大字下西谷の各一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字穴鴨及び大字下西谷の各一部	〃
琴 浦 町	平成 12 年度から 平成 19 年度まで	琴浦町(大字倉坂、大字美好、大字公文、大字山田、大字大杉、大字福永、大字野田及び大字八橋の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂、大字美好、大字公文、大字山田、大字大杉、大字福永、大字野田及び大字八橋の各一部	〃